

朝霞市都市計画マスタープラン

人と暮らし・自然が生きるまち“あさか”をめざして

＝概要版＝



都市計画マスタープランを策定しました

朝霞市では、平成14年度から3年間をかけて、市民参加により地域特性に応じたまちづくりの検討を進め、平成17年3月「朝霞市都市計画マスタープラン」を策定しました。本冊子は、その概要をまとめたものです。

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、市全体と市内の各地域ごとの将来像を明確にし、今後のまちづくりを進めるための指針となるものです。

◆ 役割 - マスタープランが担う3つの主な役割

市民参加型のまちづくりを進めること

个性的で快適なまちづくりを進めるために朝霞市独自の将来像を明らかにすること

都市計画の決定・変更の指針となること

◆ 目標年次

策定時より概ね20年先の **平成37年(2025年)** と設定します。
 なお、社会経済情勢の変化や各事業の進捗、熟度によって必要に応じ適切な見直しや充実を図ります。

◆ 構成 - マスタープランの3つの構成内容

① 全体構想

市全体として、目指すべき都市像とまちづくりの目標を定め、分野ごとのまちづくりの方針を設定します。

【2~4ページ参照】



② 地域別構想

市内を5つに区分し、それぞれの特性を活かしながら地域に身近なまちづくりの方針を設定します。

【5~6ページ参照】



③ 計画の実現に向けて (まちづくりの推進方策)

マスタープランの実現に向けて、体制や仕組みづくりについての方策を示します。【7ページ参照】

市民参画が図られました

…市民の参画を基本とした計画策定を行いました。

朝霞市のまちづくりについて 市民アンケート

平成14年度、3,000人の市民を対象に実施



検討資料

地域まちづくりの検討について 地域別ワークショップ

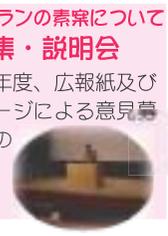
平成15年度、計91名の市民参加により、5地域に分かれ、計73回のワークショップを開催



地域別ワークショップ活動報告資料の提出及びまちづくり委員会にて各地域の代表者による活動成果の報告

マスタープランの素案について 意見募集・説明会

平成16年度、広報紙及びホームページによる意見募集と3回の説明会を開催



検討資料

マスタープラン策定の検討・承認まちづくり委員会 公募による市民や学識経験者、市内関係団体の代表者などで構成される。平成14年度から3年間で計10回開催



① 全体構想 ~ 市全体のまちづくりの考え方 ~

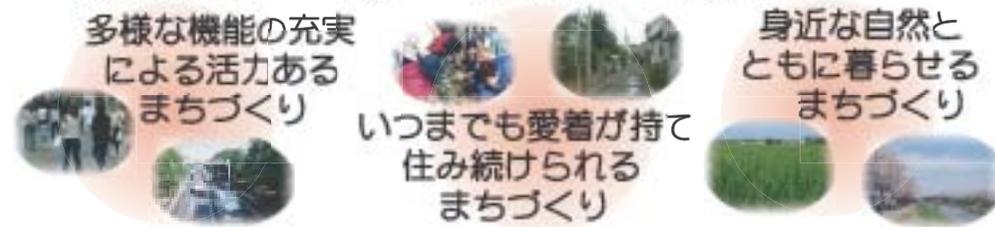
◆ まちづくりの将来像 - 本市のまちづくりを進めるうえでの考え方

多くの人々が行き交うにぎやかな顔を持ち、心と体が安らげる、誰もが生涯にわたり住み続けたいと思えるようなまち

人と暮らし・自然が活きるまち あさが

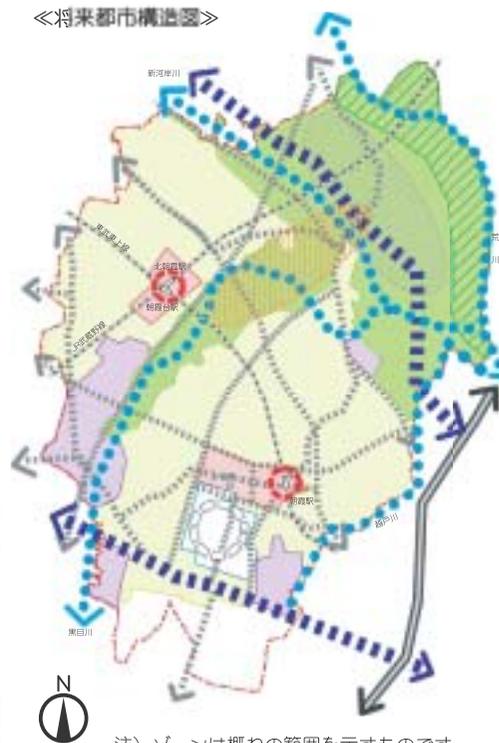
◆ まちづくりの基本方針

「まちづくりの将来像」を実現していくための3つの枠組みを以下のように設定します。



◆ 将来のまちの骨格 - 「拠点」「都市軸」「ゾーン」によって構成

《将来都市構造図》



● 拠点 ~ まちの中心的位置 ~

- **まちの拠点**・・・本市の中心地区、地域生活の玄関口
- **新たなまちづくりの拠点**・・・緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点

● 都市軸 ~ 鉄道や規模の大きな道路、河川など

- **広域交通軸**・・・主に隣接都市との広域的交流を促進
- **地域交通軸**・・・広域交通軸の補完、各拠点を結ぶ市内の道路ネットワーク軸
- **水と緑の軸**・・・河川とそれらの沿岸を、水と緑を主とした自然的要素とふれあえる空間づくりを促進する軸

● ゾーン ~ 土地の利用の大まかな区分

- **商業系** ■ **工業系** ■ **住居系の市街地ゾーン**
 経済活動の場や住宅地として適正な土地利用を図る
- **自然空間保全ゾーン**
 緑の保全と、周辺環境に調和するレクリエーション活動の場
- **緑地保全ゾーン**
 水と緑の軸とあわせ、現状の自然環境の保全に努める場
- **自然と共存する公共施設等ゾーン**
 残存する自然的要素の維持とともに教育・レクリエーション機能の充実の両立を図る
- **自然と調和のとれたまちづくりゾーン**
 既存の集落地環境の維持・向上とともに新たな道路の整備を見据えた土地利用の検討や、残存する自然資源の保全などを一体的に図る

注) ゾーンは概ねの範囲を示すものです。

② 地域別構想～地域ごとのまちづくりの考え方～



地域別構想は、それぞれの地区の特性や課題に応じた将来の望ましい地域づくりの目標（将来像）、まちづくりの方向性および地域づくりの基本方針などで構成されています。

地域区分は、現在ある町丁の範囲、住宅などの建物の集まり具合とともに、鉄道や河川など市域を大きく分割するような要素をもとに**5つの地域**に区分しました。

【地域づくり方針総括図】



北部地域

-将来像-

**身近なみどりにあふれ 人がめぐりあい
心豊かに暮らす まち**

- まちづくりの方向性
- ・狭い道路の改善や、安心・安全に暮らせる快適な住環境の形成
 - ・黒目川・新河岸川沿いの自然環境の保全や、残存する農地・緑地の保全
 - ・駅周辺のにぎわいづくりと、それにふさわしい環境づくり
 - ・生活に身近な商業機能の充実 など

西部地域

-将来像-

**自然(黒目川・緑)と歴史性(伸銅工業・旧街道)を活かし
暮らしにやさしく 住み続けられるまち**

- まちづくりの方向性
- ・良好な住環境の維持・整備とともに、防災性や快適性を高めた住み良いまちづくり
 - ・狭い道路の解消などによる、安全でやさしい道路づくり
 - ・木造の住宅が密集している市街地の改善
 - ・大規模マンション建設時の周辺環境への配慮 など

内間木地域

-将来像-

**あ彩(あざやか)に さ爽やかに か川面奏でる し春夏秋冬
う潤い ち調和 ま真心の んぎ麗理と愛情の郷(さと)
～残存する豊かな自然の整備保全～**

- まちづくりの方向性
- ・良好な自然環境や農地に囲まれた潤いのある住み良いまち
 - ・より快適に、そして水害などの災害に対する安全性を高め、安心・安全に暮らせるまち
 - ・新河岸川流域の親水性を高め、他地域とのアクセシビリティの改善を図るとともに他地域との交流を促進 など

東部地域

-将来像-

**水と緑と歴史に囲まれた
生活にうるおいをかんじるまち**

- まちづくりの方向性
- ・農地の保全・活用などの検討や、住環境との調和
 - ・残存する自然・歴史資源の保全
 - ・歩行者が安心して歩ける空間づくり
 - ・朝霞駅周辺の再生とあわせ、憩いやくつろぎの場としての空間の充実と朝霞の顔づくり など

南部地域

-将来像-

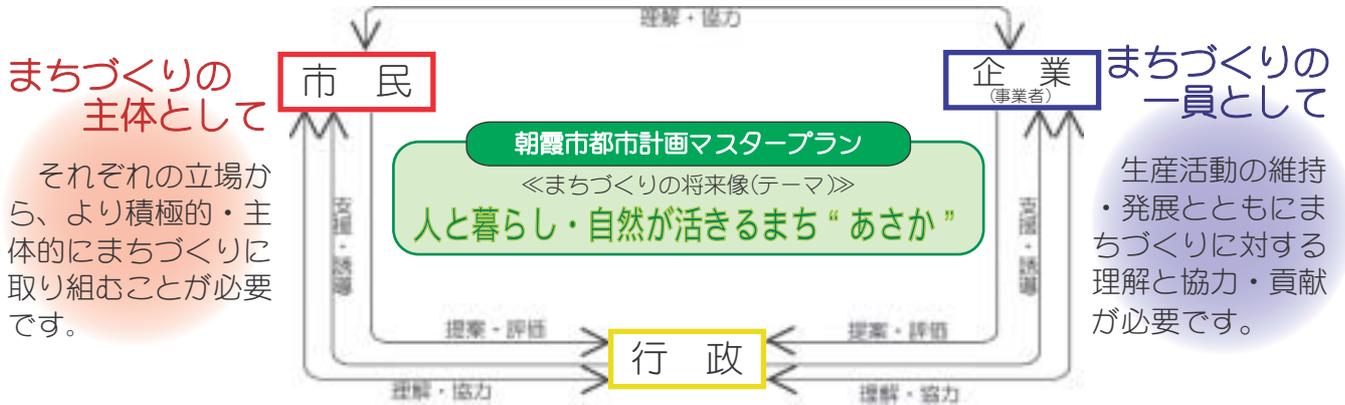
**豊かな緑に囲まれた
文化が薫る 賑わいのまち**

- まちづくりの方向性
- ・キャンプ朝霞跡地の活用
 - ・散在する農地や黒目川周辺などの自然資源の保全
 - ・歴史・文化資源の活用による特徴ある景観づくり
 - ・朝霞駅や多く分布する公共施設の立地を踏まえ、駅前広場整備などを活かした朝霞市の顔・交通拠点としてのまちづくり など

計画の実現に向けて～まちづくりの推進方策

◆市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり

まちづくりの推進のために市民、企業（事業者）および行政がお互いに協力し、それぞれの役割分担による“協働”のもとにまちづくりを推進していきます。

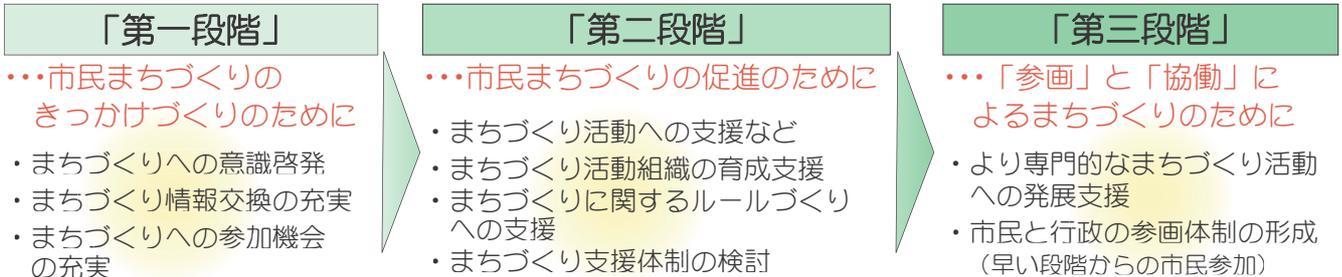


総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施

市民によるまちづくりへの支援などを推進していきます。また、国・県および周辺市などとの連携のもと、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。

◆実現に向けた行政の取り組み－協働のまちづくりに向けて

市民まちづくりへの柔軟な支援…市民まちづくりの熟度に応じ、各取り組みの段階にあった適切な支援の提供に配慮します。



実現のための方策の実施

- このプランに基づき様々なまちづくり制度を活用
- 既存プロジェクトとの連携などによるまちづくりの推進
- 地域に身近なまちづくり活動の推進
- 国、県などのまちづくり事業や制度の活用
- 国、県および周辺自治体などとの連携

都市計画マスタープランの運用・評価の実施

- プランに基づく具体的な都市計画の運用
- 市民、NPO（民間非営利組織）およびまちづくり関連分野などとの連携、調整
- 将来像の実現に向けた具体的なまちづくりの進行管理

継続するまちづくりに向けて

- まちの持続性確保
- まちづくりの人材確保
- まちづくりの財源充実
- まちづくりに関する条例などの検討

朝霞市都市計画マスタープラン 概要版

（平成17年3月発行）

朝霞市都市建設部都市計画課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

TEL : 048-463-2518（直通） [htt : //www.city.asaka.saitama.jp](http://www.city.asaka.saitama.jp)

リサイクル用紙のマーク

ソイインクのマーク